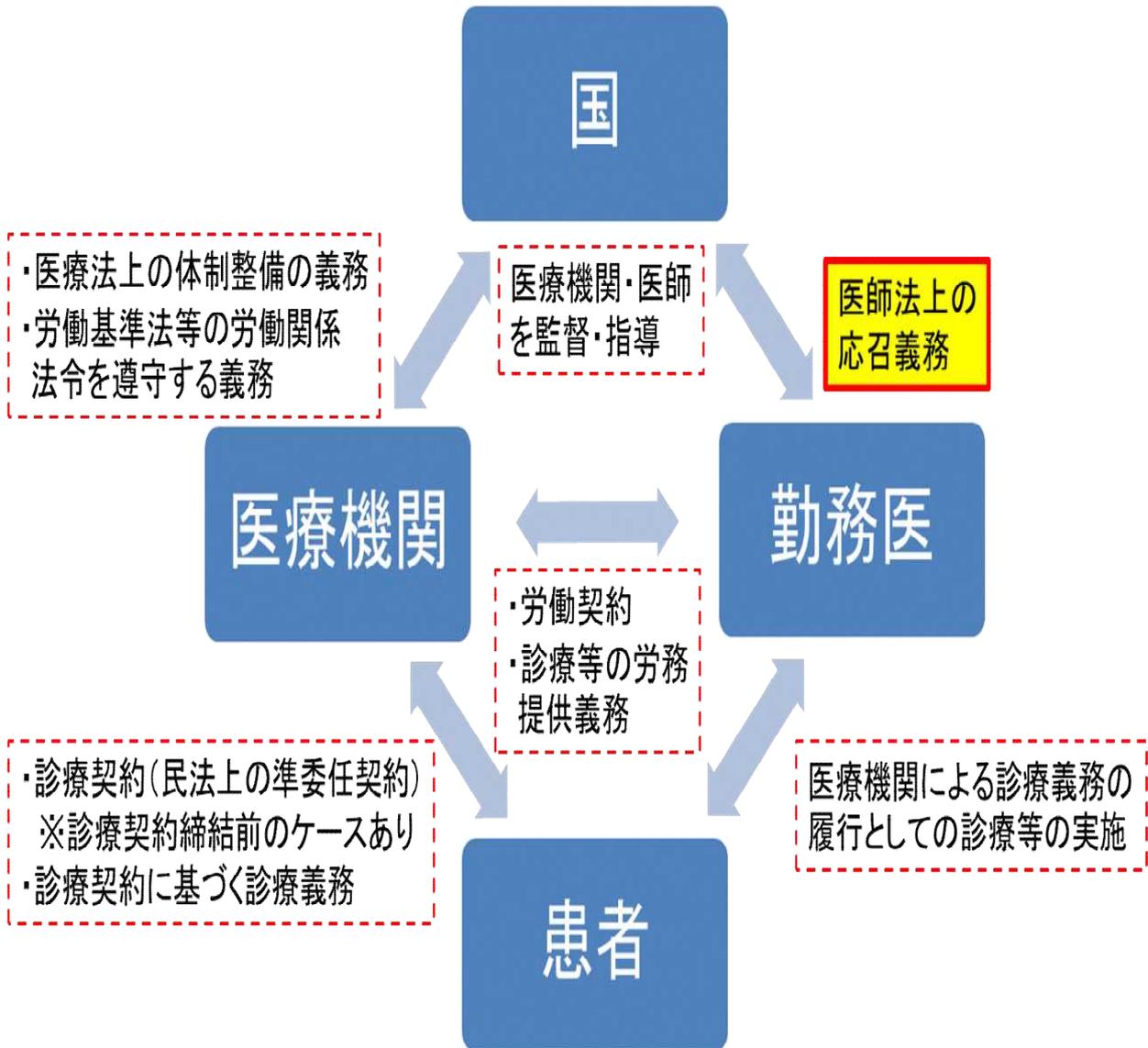
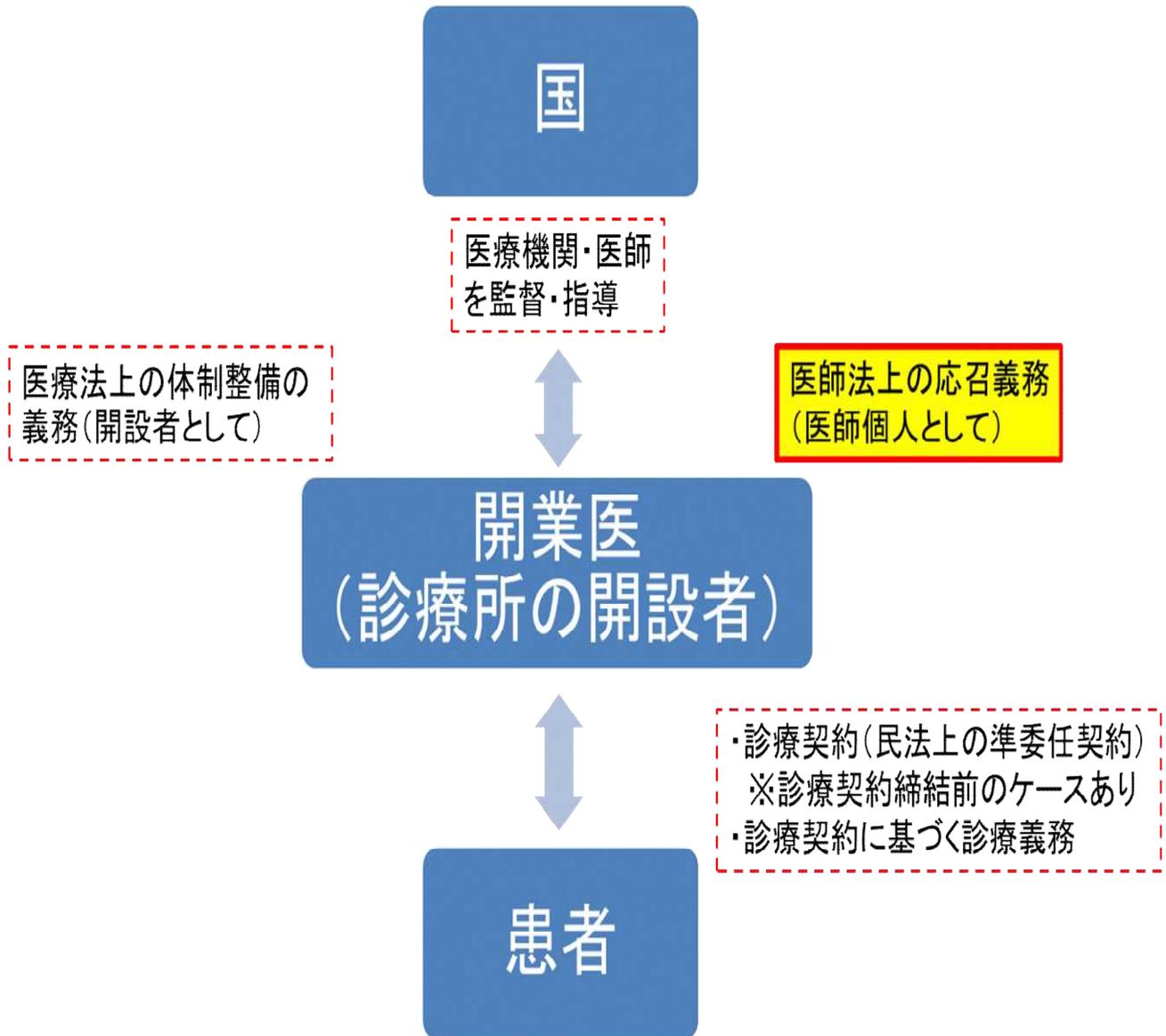


応召義務の法的性質について (概念図) 【勤務医】



応召義務の法的性質について (概念図) 【開業医】



診療拒否が民事上問題となった裁判例(救急事案)について

1. 神戸地裁平成4年6月30日判決

【事実の概要】

神戸市にて交通事故に遭い、両側肺挫傷・右気管支断裂の傷害を受け、救急車で搬送された患者Aについて、消防が神戸市の病院(第3次救急医療機関)へ搬送を依頼したところ、脳外科医と整形外科医が不在であるため対応できない(実際は宅直)との返答があり、隣接の西宮市の病院(神戸市の第3次救急医療機関に匹敵)に収容、ただちに応急処置・手術が施されたが、前記受傷に起因する呼吸不全により死亡するに至った。

これに対し、患者の相続人ら(5名)が、神戸市の病院の診療拒否により患者は適切な医療を受けるという法的利益を侵害され、精神的苦痛等を被ったとして、同病院の開設者である神戸市に対し、不法行為を理由に損害賠償を請求。診療拒否について正当事由の存在が認められないとして、精神的損害について不法行為に基づく損害賠償責任が認められた事例。(200万円の請求に対し、150万円が認容)

【判旨】

「右規定(注:医師法19条1項)は、医師の応招義務を規定したものと解されるどころ、同応招義務は直接には公法上の義務であり、したがって、医師が診療を拒否した場合でも、それが直ちに民事上の責任に結びつくものではないというべきである。しかしながら、右法条項の文言内容からすれば、右応招義務は患者保護の側面をも有すると解されるから、医師が診療を拒否して患者に損害を与えた場合には、当該医師に過失があるという一応の推定がなされ、同医師において同診療拒否を正当ならしめる事由の存在、すなわち、この正当事由に該当する具体的事実を主張・立証しないかぎり、同医師は患者の被った損害を賠償すべき責任を負うと解するのが相当」。

「また、病院は、医師が公衆又は特定多数人のため、医業をなす場所であり、傷病者が科学的で且つ適切な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、且つ、運営されるものでなければならない(医療法一条の二第一項(注:現行医療法一条の五第一項))故、病院も、医師と同様の診療義務を負うと解するのが相当である。しかして、病院所属の医師が診察拒否をした場合、右診療拒否は当該病院の診療拒否となり、右一応推定される過失も右病院の過失になると解するのが相当である。蓋し、右診療拒否は、当該病院における組織活動全体の問題であり、ここで問題にされる過失は、いわば組織上の過失だからである」。

「被告病院の所属医師、ひいては被告病院は、右説示にかかる診療義務(応招義務)を有しているのであるから、被告病院の所属医師が診療を拒否して患者に損害を与えた場合には、被告病院に過失があるという一応の推定がなされ、同病院は、右説示にかかる診療拒否を正当ならしめる事由の存在、すなわち、この正当事由に該当する具体的事実を主張・立証しないかぎり、患者の被った損害を賠償すべき責任を負うと解するのが相当」。

「被告は、右救急医療体制に基づき本件事件当時亡Aを受入れ得たのは被告病院のみではなかつた故、同病院が同人を受け入れなかつたことに正当事由がある旨の主張をしている。……当該患者に対し、当時必要とした直近の救急医療機関は、第三次救急医療機関であったところ、右第三次救急医療機関として亡Aを収容し得る医療機関は、右二病院に限られていたというべきである。……いかに神戸市内にお

ける救急医療体制が当時整備充実されていたとはいえ、右医療体制内において第三次救急医療機関である被告病院が神戸市内における第一次、第二次救急医療機関の存在をもって本件診療拒否の正当理由とすることは、できないというべきである。……同人の西宮病院、兵庫医科大学付属病院（注：神戸市の第3次救急医療機関に匹敵）への搬送は次善というべく、したがって、本件においては、西宮病院、兵庫医科大学付属病院の存在も、右説示を左右するに至らない。

「被告は、右認定にかかる被告病院における本件夜間救急体制及びその具体的状況に基づき右夜間救急担当医師が診察中であつたから本件診療拒否には正当理由がある旨の主張をする。確かに、医師が診療中であること、特に当該医師が手術中であることは、診療拒否を正当ならしめる事由の一つになり得ると解される。しかしながら、本件では、被告において、本件夜間救急担当の前記医師一名が本件連絡時具体的にいかなる診療に従事していたのか、特に、亡Aの本件受傷と密接に関連する診療科目である外科の専門医師は当時いかなる診療に従事していたのか、本件受付担当者が本件連絡を受理しこれを伝えた医師はどの診療科目担当の医師で、同医師は当時いかなる診療に従事していたのか……等について、具体的な主張・立証をしない。

「被告は、……右脳外科医師及び整形外科医師が本件連絡時宅直で在院せず、右両医師の亡Aに対する直接対応できなかつたことに基づき、被告病院の本件診療拒否に正当事由があつた旨の主張をする。確かに、担当医師不在は、場合によって診療拒否の正当理由となり得ると解される。しかしながら、本件においては、亡Aの本件受傷と密接な関連を有する外科専門医師が本件連絡時本件夜間救急担当医師として在院していた……被告の前記医師（注：宅直の脳外科医師及び整形外科医師）ら不在は、被告病院の本件診療拒否の正当事由たり得ないというべきである。右病院では、本件連絡時脳外科及び整形外科の両専門医師が宅直で在院しなかつたにもかかわらず、なお亡Aを現実に受入れても同人に対し施すべき医療は人的にも物的にも可能であつた、それにもかかわらず、同病院は右両専門医師の不在を理由に本件診療拒否をしたとの推認を否定し得ない。

「患者は、医師が正当な理由を有さない限りその求めた診療を拒否されることがなく診療を受け得るとの法的利益を有すると解するのが相当……亡Aは、被告病院に対し、右説示にかかる法的利益を有したところ、同人は、同病院の本件診療拒否により右法的利益を侵害され精神的苦痛を被つたと認めるのが相当。

2. 千葉地裁昭和61年7月25日判決

【事実の概要】

患者Aが診療所で診察を受けたところ、同診療所の医師は、気管支炎ないし肺炎により君津市内の病院での治療がよいと判断、同病院への搬送を依頼したが、満床により入院できないとの返答があり、その後、同病院の返答前に患者を乗せて既に出発していた救急車が同病院に到着したが、入院を拒否された。消防からの再三にわたる要請も拒否されたため、消防は1、2時間の搬送に耐えられるかとの診断を求め、同病院の医師が診察、右搬送に耐えられるとして、応急処置もなく救急車を送り出し、千葉市内の診療所に収容されたが、呼吸循環不全症状が改善せず、気管支肺炎により死亡するに至った。

これに対し、患者の父母が君津市の病院の診療拒否により患者は適切な医療を受けるという法的利益を侵害され、財産的損害、精神的損害を被ったとして、同病院の開設者である君津郡市の病院組合及び初めに診察した診療所の医師Yに対し、不法行為を理由に損害賠償を請求。君津郡市の病院組合につき、診療拒否について正当事由の存在が認められないとして、財産的損害（逸失利益）・精神的損害について不法行為に基づく損害賠償責任が認められた事例。（1862万円の請求に対し、1395万円が認容）

【判旨】

「被告組合は、……病院（注：被告組合の開設する病院。以下「同病院」と表記する。）が、適切な治療をする設備がないのでAのためを第一に考えて他の病院への転送を依頼した行為は、診療拒否にはあたらないと主張する。Aのような気管支肺炎の患児の診療には、後記のとおり入院設備が不可欠であると考えられるので、同病院が、木更津消防署から同月二二日午前九時四五分、最初に収用依頼を受けた際、入院設備が不十分のため設備のある他の病院への転送を依頼したとしても、それがAのためを第一に考えたものとするなら診療拒否にはあたらないと解せられる。

「しかしながら同一〇時三分、Aを乗せた救急車が同病院に到着した時点においても転送を依頼し、その後容易にAの収容先が見つからないことを認識しながら、同一〇時一五分、同一〇時三五分にも転送を依頼し、同一一時五分に〇医師が診察した後も転送を依頼したことは、もはやAのためを第一に考えた行為とは言えず、診療拒否にあたりと解される。

「医師の応招義務（注：医師法19条1項）は、直接には公法上の義務であって、医師が診療を拒否すれば、それがすべて民事上医師の過失になるとは考えられないが、医師法一九条一項が患者の保護のために定められた規定であることに鑑み、医師が診療拒否によって患者に損害を与えた場合には、医師に過失があるとの一応の推定がなされ診療拒否に正当事由がある等の反証がないかぎり医師の民事責任が認められると解すべき。

「病院は医師が医業をなす所であって傷病者が科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として運営されなければならないから、医師について同様の診療義務を負っていると解すべき。

「診療拒否が認められる「正当な事由」とは、原則として医師の不在または病気等により事実上診療が不可能である場合を指すが、診療を求める患者の病状、診療を求められた医師または病院の人的・物的能力、代替医療施設の存否等の具体的事情によっては、ベット満床も右正当事由にあたりと解せられる。

「気管支肺炎の診察治療には、……ベットや点滴装置等の設備が不可欠であると考えられるところ、…原告らがAの診療を求めていた昭和五四年一月二二日午後九時四五分から同一一時七分までの間、同病院小児科にはベットが一般病棟に三八床、小児外科病棟に六床あったものの、いずれにも入院患者がおり、他の診療科にもベットを借りている状態であった。

「しかしながら、……小児科の担当医は三名おり、右時間帯は外来患者の受付中であったこと、君津市、木更津市、袖ヶ浦町には小児科の専門医がいてしかも小児科の入院設備のある病院は、同病院以外になかったこと、O医師は、Aを救急車内で診察した際、直ちに処置が必要だと判断し、同時に同病院がAの診療を拒否すれば、千葉市もしくはそれ以北、千葉県南部では夷隅郡まで行かないと収容先が見つからないことを認識していたこと、同病院の小児科の病棟のベット数は、現在は六床であるが、以前は同じ病室に一二、三床のベットを入れて使用していたこと、以上の事実が認められる」。

「仮に他の診療科のベットもすべて満床であったとしても、とりあえずは救急室か外来のベットで診察及び点滴などの応急の治療を行い、その間に他科も含めて患者の退院によってベットが空くのを待つという対応を取ることも少くとも一一〇床を超える入院設備を有する同病院には可能であったといえる。……ベット満床を理由とする診療拒否には、医師法一九条一項にいう正当事由がないと言うべきである。従って同病院の診療拒否は、民事上の過失がある場合に当たると解すべきである」。

「被告Y医師は、……患者を転送する医師として軽率であったという非難は免れない。しかしながら、被告Yは、Aを診察した結果、かなりの重症感を持ち、入院設備があり小児科の専門医のいる病院へ転送する必要があると判断したのであって、右判断には誤りはない。小児科の専門医がいて小児科の入院設備がある病院は、木更津市周辺では同病院しかなく、同病院は、前記のとおり正当な事由なくしてAの診療を拒否したのであるから、Aの治療が手遅れになってしまった責任は専ら同病院の側にあり、被告Yは、その後再度Aの入院を依頼していることから、診療義務を尽していたと言えるので、過失はないと解せられる」。

診療拒否が民事上問題となった裁判例（患者トラブル事案）について

1. 東京地裁平成26年5月12日判決

【事実の概要】

患者（被告）が過去に手術等の医療行為を受けた病院において、当該患者が再三にわたり同病院に来院して長時間居座り、過去に受けた手術等の医療行為に関し、大声で不満を述べたり、暴言を吐いたり、同手術の説明や謝罪を要求するなどして、同病院の業務を妨害していた。

これに対し、同病院の開設者である医療財団（原告）が、業務遂行権ないし人格権及び施設管理権に基づき、当該患者の同病院の敷地への立入り及び業務妨害行為の禁止を求めるとともに、診療契約上の債務及び損害賠償義務を負っていないことの確認を請求。診療拒否について正当事由が認められること等により請求が認容された事例。

【判旨】

「被告は、原告から受けた本件手術の説明に納得しておらず、本件手術等の医療行為に問題があったかのような態度を示しているが、本件訴訟において、被告から原告の医療行為に関し過誤ないし不適切な点があったことについての具体的な主張はなく、その立証もされていない。したがって、本件手術等の医療行為に関し、原告に債務不履行ないし不法行為が成立するとは認められないから、これに基づく原告の被告に対する損害賠償義務が存在するとは認められない」。

「原告は、平成22年6月23日、被告からの開示要求に応じて、被告に対し、本件手術等に係る被告の診療録、レントゲンやMRIの画像、録画記録等を交付しており、また、その後の本件説明会において、執刀医であるA院長から被告に対し、画像記録等に基づいての本件手術の説明がされたのであるから、これにより、原告の被告に対する本件手術等の医療行為に関する説明義務は履行されたというべきである。したがって、本件手術等の医療行為に関し、原告の被告に対する説明義務が存在するとは認められない」。

「被告は、録画記録の特定を含め、本件手術に関する原告からの説明内容は不十分であり、被告が理解できるものではなかったとして、原告が説明義務を尽くしていない旨主張する。しかし、仮に、被告において原告から交付された医療記録や本件説明会の説明だけでは十分に理解できない部分があったとしても、原告はその後文書による方法で被告から質問等を受けることまでは拒否していなかったのであるから、これをもって直ちに原告が説明義務を尽くしていないとみることはできないというべき。

「被告は、本件手術後に通院を止めてから約3年半後の平成22年6月23日に本件病院に再び来院し、他院へ通院するのに必要であるとして、原告が保持する被告の医療記録の開示を求めたものであるが、開示された医療記録やA院長からの説明に不審を抱くとともに、A院長の言動等の原告の対応に不満を持ち、本件説明会の場において、A院長に対して謝罪を求めた上、A院長からの説明は信用できないとの趣旨の発言をし、さらに、本件説明会終了後には、A院長が何について謝罪したのか明確にするよう求める旨の書面……を提出し、その後も本件病院に来院してA院長からの謝罪等を求めていたものである。このような被告の言動からすれば、病院が患者に対して医療行為を行う上での基礎となる原告と被告との間の信頼関係は、もはや適切な医療行為を期待できないほどに破壊されているといわざるを得ない。これに加え、被告自身、今後本件病院において診察を受けるつもりはないと述べていること（被告本人）

も併せ考えると、本件手術等の医療行為に関しての原告の被告に対する診療義務ないし問診義務は、履行できない状況に陥っているというべきであるから、現時点においてこれらの義務が存在するとは認められないというべきである」。

「被告は、原告と被告は既に診療契約が締結され医療行為が実施されている当事者であり、医療機関である原告は患者である被告に対して医師法19条1項に基づく応召義務を負っているから、被告からの診察の求めを拒否することはできない旨主張する。しかし、同項によれば、診療に従事する医師は、正当な事由があれば診察治療の求めを拒むことができるとされているところ、前記認定判断のとおり、原告と被告との間の信頼関係は適切な医療行為を期待できないほどに破壊されていることからすれば、原告には被告からの診察の求めを拒否する正当な事由があるというべきである。したがって、原告が被告の診察をしないことが応召義務に反するということはできず、被告の前記主張は、採用することができない」。

「また、被告は、原告は被告に対して転医義務を負っている旨主張するが、転医義務についても病院と患者との間の信頼関係を基礎として成り立つものと解されることからすれば、これが破壊されている現状において、原告が被告に対して転医義務を負っていると認めることはできないから、被告の前記主張もまた、採用することができない」。

「以上のことからすれば、原告は、被告に対し、本件病院における……被告に対する診療に関し、診療義務、問診義務、説明義務等の診療契約上の債務及び損害賠償義務を負っていないことが認められる」。

2. 東京地裁平成25年5月31日判決

【事実の概要】

大学病院の内科及び整形外科を受診し、腹痛症、間接リウマチ等の治療を受けていた患者について、患者やその配偶者が同病院からの説明に納得せず退去を拒否するなどの迷惑行為を繰り返したため、同病院は整形外科における診療の継続が困難である旨を伝達した。

これに対し、患者らが、診療拒否について医療法及び医師法に違反しているなどとして、同大学、同病院の医師等に対し、慰謝料の支払い、診療の継続などを請求。診療拒否について正当事由が認められ、医療法及び医師法に違反しないとして棄却された事例。

【判旨】

「原告……は、平成24年8月2日（以下、月日のみ記載するときは、全て平成24年である。）、被告病院の担当者から、血液検査は受診1時間前に実施すればよく、午前に来院する必要はない旨の説明を受け、また、被告Y2及びK医師（整形外科外来医長）からも、リウマチの検査の場合、血糖値の検査の場合と異なり、食事の摂取の有無は検査結果に影響しない旨の説明を受け、受診1時間前に血液検査を受けるよう指示されたが、これに納得せず、原告に同行していたJ（注：原告の配偶者）は被告病院からの退去を拒否するなどした。Jは、通報を受けて臨場した警察官に促されて、被告病院から退去した」。

「原告は、8月8日午前9時頃、採血センターで血液検査を受け、通院確認書に押印を受けた。原告は、8月8日午後3時30分頃、整形外科を受診し、被告Y3の診察を受けた。被告Y3は、原告らに対し、リウマチの検査の場合、採血を空腹時に行う必要はない旨の説明をするとともに、診療予約時間の1時間前に採血を行うよう指示したが、原告らがこれに納得しないことから、医師を信用できず、被告病院のルールを遵守できないのであれば、次の診療の予約を入れることはできない旨の発言をした。Jは、診療室からの退室を拒否するなどし、結局、通報を受けて臨場した警察官に促されて、被告病院から退去した」。

「被告Y2は、8月9日、被告Y4区職員……であるF（以下「F」という。）に対し、電話で、原告が医師を信用せず、迷惑行為を繰り返すことから、今後、被告病院において診療を実施することができない旨を伝達するよう依頼し、Fは、通訳員を通じて、原告にその旨の伝達をした。なお、原告は、9月24日、内科を受診し、被告病院の医師の診察を受けている」。

「原告は、被告大学らが原告に対する診療を拒否したことは、医療法及び医師法に違反する旨の主張をする。しかしながら、前記認定のとおり、原告は、被告病院の医師から、リウマチの検査の場合、採血を空腹時に行う必要はない旨の説明を受け、診療予約時間の1時間前に採血を行うよう指示されたのに、自らの考えに固執してこれに従わず、Jにおいては再三被告病院からの退去を拒否するなどしたのであって、かかる事実を照らすと、被告大学らにおいて、整形外科における診療の継続は困難と判断し、これを拒否したことは正当な事由があるというべきであるし、その後、原告に対する内科の診療は継続されていることも考慮すると、被告大学らの対応が医療法及び医師法に違反するとはいえない」。

「原告は、被告Y3に対し、原告に対する診療の継続を求めるが、被告大学らの対応が医療法及び医師法に違反するといえないのは上記のとおりであるし、被告Y3は診療契約の相手方ではなく（本件における診療契約の相手方は被告大学である。）、そもそも被告Y3において原告に対する診療を継続する債務を負うわけではない」。